

『日本語歴史コーパス 平安時代編』

話者情報追加について

1. はじめに

これまで公開されていた『日本語歴史コーパス平安時代編 I 仮名文学』に収録されている作品には、一部の作品を除いて話者情報は付与されていなかった。また、話者情報が付与されている作品においても、すべての発話に対して話者情報が付与されているわけではなかったため、活用するには不十分な状態であった。そのため、古今和歌集を除く仮名文学 15 作品に対して、話者を特定するための「話者情報」および性質を異にする本文を区別するための「表出型」の情報を付与した。「話者情報」および「表出型」についての概要は以下の通りである。

話者情報

話者情報としては、「話者名」「性別」「作中呼称」を付与した。「話者名」とは同一作品内において各登場人物に付与された統一した名称であり、「作中呼称」とは作品内において各登場人物に使われる様々な呼び方のことである。源氏物語や落窪物語のように登場人物の官職の変更に伴い名前が変化する場合でも、「話者名」をみることにより、一人の登場人物の発話をすべて追うことができる。また、「作中呼称」をみることで、場面や巻において登場人物がどのように呼ばれているかを知ることが可能である。これらの情報は、「話者名-性別-作中呼称」の順番で付与されている。

表出型

登場人物のことばを「発話」「心内文」「手紙」の3つのカテゴリーに分類した。本文からの判断が難しい場合には、文脈や頭注、現代語訳を参考にした。また、手紙（消息）ではないが火鉢の灰に書いた言葉や衣の裏、扇など、何かに書き付けたことばは「手紙」に分類した。さらに、「思しのたまふ」のようなことばが続く場合には「発話」として分類した。

2. 話者情報

話者情報を付与するにあたり、『源氏物語』と「源氏物語以外の作品」に分け、異なる基準を採用した。源氏物語の話者名の付与に関しては「2.1.源氏物語における主な登場人物」、その他の作品の話者名の付与に関しては「2.2.源氏物語以外の作品における主な登場人物」を参照していただきたい。さらに、名前のない登場人物などの話者名の付与に関しては「2.3.その他の登場人物」を参照していただきたい。

2.1. 源氏物語における主な登場人物

源氏物語は登場人物が多く、物語の進行に合わせて登場人物の名称も変化する。そのため、『新編日本古典文学全集源氏物語⑥』の「源氏物語作中人物索引」に名前の記載のある登場

人物は、索引に記載されている通りの表記を話者名として採用した。

【例】

源氏物語① 帚木巻：頭中将（一）－男－宮腹の中將、中將、君、頭の君

源氏物語② 絵合巻：頭中将（一）－男－権中納言、中納言

源氏物語③ 少女巻：頭中将（一）－男－右大將、大將、殿、父大臣、大臣

源氏物語④ 若菜上巻：頭中将（一）－男－太政大臣、父大臣、大臣

「源氏物語人物索引」に名前の記載のない登場人物に関しては、「2.3.その他の登場人物」に記した基準に沿って話者名を付与している。

2.2. 源氏物語以外の作品における主な登場人物

作品の登場人物系図がある場合には系図に沿った名前を話者名として採用し、系図がない場合には作品内で用いられている名前を話者名として採用した。

【例】

（系図がある場合）

和泉式部日記：敦道親王－男－帥宮

（系図がない場合）

竹取物語：たけとりの翁－男－たけとりの翁

その他の登場人物に関しては、「2.3.その他の登場人物」に記した基準に沿って話者名を付与している。

2.3. その他の登場人物

上記に示した主要登場人物以外の登場人物に関する話者名は、以下の基準で話者情報を付与した。

1. 登場人物が官名などで呼ばれる場合には、その官名を話者名として採用。

【例】

枕草子：主殿司－男－主殿司（p. 209）

2. 登場人物が形容を伴う一般名詞で呼ばれる場合には、形容部分を省略し、一般名詞を話者名として採用。この場合、「作中呼称」を参照することで、詳細を確認していただきたい。

【例】

竹取物語：男ども－男－石上麿足の、家につかはるる男ども（p. 50）

ただし、主要登場人物との続き柄を示す形容が伴う場合には、その形容を省略せず話者名の一部とした。

【例】

蜻蛉日記：道綱母の親戚――なま親族だつ人（p. 244-245）

3. 本文中に登場人物が明示されておらず、文脈や頭注からも特定ができない場合は、話者名を「不明」とした。

3. 発話内引用

発話において、他の登場人物のことばを引用している発話内引用については、『大鏡』と「大鏡以外の作品」に分け、以下の基準で話者情報の付与を行った。

3.1. 大鏡における発話内引用

大宅世継、夏山繁樹、侍の対話により物語が構成されており、この3人以外の登場人物の発話はすべて発話内引用となる。しかし、大鏡においては、世継、繁樹、侍の発話内における発話内引用は、その発話を行ったとされる世継、繁樹、侍以外の登場人物の発話として扱う。

ただし、世継、繁樹、侍の発話において、登場人物 A がその発話の中でさらに他の登場人物 B の発話を引用した場合には、この発話は発話内引用であり、登場人物 A の発話として扱う。

3.2. 大鏡以外の作品における発話内引用

ある登場人物が他の登場人物のことばを引用した場合、引用された発話は、その発話を行っている登場人物の発話として扱う。

4. その他

話者情報を追加する際、上記以外の基準は以下の通りである。

1. 発話者が他の登場人物を介して伝えたことばの場合

登場人物が女房や使いなどを介して伝えたことばは、女房などの仲介者ではなく、元の登場人物の発話として扱う。これには、登場人物が詠んだ歌を供人に言わせる場合なども含まれる。

2. 発話の候補者が複数いて一人に特定できない場合

ある場面において二人以上の登場人物が存在し発話者の特定ができない場合には、発話者の可能性のある登場人物名をすべて明記する。

【例】

源氏物語④：中務（三）・中将の君（二）－女－中務・中将の君（p. 67）

3. 同じ名前の登場人物が複数存在する場合

1つの作品において、「北の方」や「大君」など同じ名前の登場人物が複数存在する場合には、括弧書きで主要登場人物との関係を併記する。

【例】

落窪物語：北の方（太郎道頼の母）－女－殿の北の方（p. 144）

4. 仮定や想像の中の発話の場合

仮定や推察、想像の中における発話の場合も、実際に発話された場合と同じ基準に基づいて話者情報を付与する。

5. 作品の登場人物以外の発話の場合

楊貴妃など、作品の登場人物以外の発話と判断できる場合には、「発話」ではなく「引用」として扱う。

6. 人間以外の発話の場合

蓑虫など人間以外による発話の場合も、蓑虫などを話者とし、人間の発話の基準に基づいて話者情報を付与する。

【例】

枕草子：蓑虫の親－ 親